部長及び参事官　　地域発第156号
殿　　令和７年７月15日
所　属　長　　３年保存（口訓）
本　部　長

地域警察官の受傷事故防止のための催涙スプレーの活用及び管理要領について（通達乙）

地域に密着して昼夜絶え間なく警察活動を行っている地域警察官は、地域住民に安心感を与える存在である一方、犯罪を企図する者にとっては危害を加える対象になり得るものであり、過去には交番等において、地域警察官が刃物等による襲撃を受ける事案も発生している。

交番等襲撃事案や拳銃奪取を企図する事案等による地域警察官の受傷事故を防ぐためには、事案に応じて適切に装備資機材を選定し活用することが重要であるところ、催涙スプレーについても必要な場合に的確に使用できるよう、日常的に、携帯状況の点検や使用訓練を行っておくことが必要である。

今般、配備された催涙スプレーを有効活用し、地域警察官の受傷事故防止に万全を期されたい。

記

１　管理体制

(1)　総括管理責任者

県本部に総括管理責任者を置き、地域課長をもって充てる。

(2)　管理責任者

催涙スプレーが配備される所属(以下「配備所属」という。)に管理責任者を置き、県本部地域課にあっては次長、署にあっては地域課長をもって充てる。

(3)　管理担当者

配備所属に管理担当者を置き、巡査部長以上の階級にある者の中から所属長が指定する者をもって充てる。

なお、管理担当者については、所属の事情により複数名指定することができるものとする。

２　管理要領等

(1)　総括管理責任者

ア　総括管理責任者は、催涙スプレーに所属別の一連番号を付して配備するものとする。この場合において、配備の時期及び数については、催涙スプレーの有効期限及び配備所属における必要数を考慮するものとする。

イ　総括管理責任者は、配備所属に催涙スプレーを配備した場合は、別記第１号様式の催涙スプレー所属別配備簿(以下「配備簿」という。)を作成し、配備状況を明らかにしておくものとする。

ウ　総括管理責任者は、配備所属における催涙スプレーの管理状況を年１回以上確認するとともに、紛失、損傷、盗難等の事故防止のため必要があると認められる場合は、その保管・管理等について指導を行うものとする。

(2)　管理責任者

ア　管理責任者は、催涙スプレーを所属の地域警察官に配備するとともに、その配備状況を明らかにするため、別記第２号様式の催涙スプレー管理簿(以下「管理簿」という。)を作成し、所属における催涙スプレーの適正な配備及び管理を行うものとする。

なお、管理簿については、年度ごと及び催涙スプレーの配備を受けた地域警察官(以下「配備警察官」という。)に変更が生じた都度作成するとともに、その写しを総括管理責任者に送付するものとする。

イ　管理責任者は、所属の地域警察官に配備した催涙スプレーの保管・管理状況を６月に１回以上確認するものとし、管理簿の備考欄に確認日及び確認状況を記載して適正な管理に努めるものとする。

ウ　催涙スプレーは、貸与品ではなく所属への配備品であることから、管理責任者は、配備警察官が異動する場合は確実に返納させるとともに、新たに催涙スプレーの配備を必要とする地域警察官に配備するものとする。

エ　管理責任者は、管理担当者を指揮し、配備警察官に対し催涙スプレーの使用、保管等に関する指導及び教養を行うとともに、管理担当者に対する指導及び教養を行うものとする。

(3)　管理担当者

ア　管理担当者は、管理責任者を補佐し、配備警察官の催涙スプレーの保管・管理状況等を適宜確認するとともに、適正な保管・管理等について指導を行うものとする。

イ　管理担当者は、管理責任者の指揮を受け、定例研修会、実戦的総合訓練、逮捕術訓練等の術科訓練その他教養訓練等の機会を捉えて、催涙スプレーの特性、性能、使用方法等について、配備警察官に指導及び教養を行うものとする。

(4)　配備警察官

ア　配備警察官は、自己の責任において催涙スプレーを保管・管理しなければならない。

イ　配備警察官は、配備された催涙スプレーについては、職務上携帯する場

合を除き、警察施設において自己が管理する施錠設備のある場所に保管しなければならない。

ウ　配備警察官は、催涙スプレーの訓練等を通じ、その特性及び性能を十分理解しておかなければならない。

エ　配備警察官は、他の所属又は地域警察部門以外へ異動となった場合は、速やかに催涙スプレーを管理責任者に返納しなければならない。

3　配備基準

総括管理責任者及び管理責任者は、催涙スプレーを携帯させる必要があると認める地域警察官に催涙スプレーを配備するものとする。

4　使用に当たっての基本事項

(1)　使用要件

催涙スプレーは、警察官の催涙スプレーの使用に関する規則（平成14年５月23日国家公安委員会規則第17号。以下「規則」という。）第３条第１項に基づき、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護、公務執行に対する抵抗の抑止又は犯罪の制止のため必要であると認める相当な理由のある場合」において、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、相手の顔に向けて使用」することができる。

なお、催涙スプレーは、人の身体に一時的に刺激を与え、その行動を一時的に抑制するものであるが、相手方が受ける障害は一時的かつ軽微なものであって、人の身体機能に障害が残るおそれはないこと、また、人の殺傷目的で製造されたものではなく、通常の用法で人の殺傷能力を有するものでもないことから、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第７条に規定する「武器」には該当しない。

(2)　使用上の留意事項

催涙スプレーを使用するときは、規則第３条第２項に基づき、「地形及び地物の状況、屋内外の別、風向等の気象条件その他の事情を考慮して、相手以外の者に対する影響を最小限度にとどめるよう注意」すること。

(3)　使用後の措置

催涙スプレーは、その使用により人の身体の機能に障害を残すものではないが、使用した場合には、可能な限り、相手に付着した催涙液を水で洗い流すなどの措置を執るよう配意すること。

また、人が多数集まる場所で使用した場合には、刺激に対して過敏な反応を示して騒ぐ者が出るなど、予想外の事態となるおそれもあることから、催涙スプレーの使用及び上記性質について周囲の者に知らせるなどの配慮を心がけること。

(4)　携帯

個人装備として催涙スプレーを配備された地域警察官は、通常基本勤務中は催涙スプレーを携帯すること。また、特別勤務においても管理責任者が受傷事故防止のため必要と認める場合は催涙スプレーを携帯するものとする。

催涙スプレーの携帯に当たっては、紛失防止のための措置を徹底するとともに、奪取されることのないよう適切な方法で携帯するほか、誤射及び損傷することのないよう留意すること。

5　教養及び訓練

管理責任者は、催涙スプレーの効果的な活用事例や分かりやすい取扱説明等を盛り込んだ教養資料を用いた教養を実施するほか、催涙スプレーの携帯状況の点検や短時間の取出し訓練等を繰り返し実施すること。

また、訓練用スプレーを活用するなどして、実射訓練や交番襲撃等を想定した実戦的訓練を定期的に実施するなど、訓練の機会を確保するよう努めること。

6　報告関係

(1)　本部地域課への報告

催涙スプレーは武器ではないことから、全ての使用事案における使用の理由及び状況等について本部地域課が把握しておかなければならないものではないため、報告を要しない。

ただし、催涙スプレーに係る効果的な活用事例や特異事案、亡失事案が生じた場合には、状況・態様等について詳細を明らかにした上、総括管理責任者を経由して報告すること。

(2)　使用及び事故等の報告要領

ア　配備警察官は、催涙スプレーを使用し、又は紛失、損傷、盗難等の事故が発生したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

イ　アの報告を受けた管理責任者は、６の(１)ただし書きに定める状況等の場合、様式を問わず状況・態様等について、総括管理責任者に報告するものとする。

7　使用済み及び有効期限経過後の催涙スプレーの取扱い

(1)　配備警察官は、使用済み及び有効期限経過後の催涙スプレーを自身で処理することなく、速やかに管理責任者に返納しなければならない。

(2)　有効期限経過後の催涙スプレーは、訓練用催涙スプレーとして配備所属等において保管・使用することができるものとする。

(3)　配備所属における使用済み及び有効期限経過後の催涙スプレー（訓練用として保管中のものを除く。）は、総括管理責任者に返納するものとする。

（担当：地域課指導係（3572、3573）・企画係（3562、3563））